

下関市新総合体育館整備事業
実施方針等に関する質問及び意見への回答

令和2年7月

下関市

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
1	1	1	1-1	(2)					事業の対象となる公共施設	①～⑤以外の敷地内の他施設(陸上競技場・庭球場クラブハウス・アーチェリー場・弓道場・児童施設)は本事業の対象外でしょうか。	お見込みの通りです。
2	1	1	1-1	(4)					本事業の目的	令和2年2月に策定した「新総合体育館基本計画」を提示頂けないでしょうか。	要求水準書の閲覧資料として提示します。
3	2	1	1-1	(5)	4)				対象施設	市内公共施設の複合化による維持管理費の縮減とありますが、 ・既存の施設は指定管理者にて運営されているのでしょうか。 ・今回のPFI事業では、本件対象以外のスポーツ施設も、本件指定管理の対象とすることで、より維持管理費の削減が図れると思いますが、いかがでしょうか。	前段:下関市運動公園内の既存施設については、お見込みの通りです。 後段:ご意見として承ります。
4	2	1	1-1	(5)	4)				長期・継続的運営が可能な体育館	周辺施設との複合化とありますが、具体的にどのようなことを想定されていますでしょうか。	複合化等の対象施設は、事業予定地から半径5km圏内にある類似施設を中心に現在検討中です。
5	2	1	1-1	(5)	4)				長期的・継続的運営が可能な体育館	基本コンセプトに掲げている周辺施設との複合化の対象としては、基本構想第4章 建設候補地の検討で挙げられていた半径2キロ圏内の屋内体育施設という理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問No.4をご参照ください。
6	3	1	1-1	(7)	1)	③			設計業務	電波障害調査業務とありますが、2)建設業務の電波障害対策業務があるため、設計業務では机上検討と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
7	3	1	1-1	(7)	1)	⑤			交付金申請補助業務	想定される交付金のご教授をお願いいたします。	都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)を予定しています。
8	4	1	1-1	(7)	3)				工事監理業務	工事監理業務は建設期間の本体建物工事期間中に非常駐での対応と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	4	1	1-1	(8)	1)		ア		本市からのサービス対価	当該業務対価の一部に国の交付金等を活用予定とありますが、設計・建設・工事監理業務の対価のうち何割が交付金等となる予定でしょうか。また、交付金等以外は事業期間中に割賦で支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	前段:入札公告時に提示します。 後段:お見込みの通りです。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
10	5	1	1-1	(8)	1)		ア		サービス対価	設計・建設・工事監理業務の対価について、当該業務の対価の一部に国の交付金等を活用予定であり、とありますが、交付金分は、一時払いに充てられ、入札説明書等の公表時にはその一時金の額をお示し頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
11	5	1	1-1	(8)	1)		ア		サービス対価	対価の一部に国の交付金等を活用予定であり、これらの対価については年度ごとに支払うとありますが、一時金以外は割賦払いとなり、その対価の中に国の交付金等が含まれている、との理解でよろしいでしょうか。	交付金等については一時金として支払い、その他は割賦払いとします。詳細は入札公告時に提示します。
12	5	1	1-1	(8)	1)		ア		設計・建設・工事監理業務の対価	設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価の支払期間は運営期間という認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
13	5	1	1-1	(8)	3)				利用料金収入の還元	本施設及び駐車場利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った場合、利益の一部相当を還元するものとありますが、還元するのは、提案時想定を大きく上回った翌年度に還元するという想定でしょうか。	還元の具体的な方法や時期については、事業者の提案によります。
14	6	1	1-1	(10)					光熱水費	新築施設の光熱水費を予測することは難しく、事業者が負担することは過大なリスクとなります。 例えば引渡し後3年程度は下関市様に負担いただき、光熱水費のレコードを掴んだうえで、指定管理者負担とするなどのスキームを受け入れていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
15	6	1	1-1	(10)					光熱水費の負担	事業者の負担する光熱水費は、本事業の対象施設のみという理解で宜しいでしょうか。	維持管理及び運營業務の対象施設(本施設及び駐車場)のみです。
16	6	1	1-1	(11)					事業スケジュール(予定)	解体・撤去が必要な既存施設・設備については事業者の提案によるとありますが、解体・撤去をしてはいけない施設・設備等がありますでしょうか。	要求水準書(案)閲覧資料5解体予定施設図面をご参照ください。
17	8	2	2-2	(1)					募集及び選定スケジュール	自主事業や提案施設の可否などを判定いただく官民対話を12月上旬に設けていただけないですか。加えて、対話の結果を積算や提案に反映させるために入札及び提案に係る書類の受付締切を2月下旬まで延ばしていただけないでしょうか。	前段:入札公告後にも個別対話を設定します。 後段:2月上旬に変更します。
18	8	2	2-2	(1)					応募及び選定スケジュール	選定スケジュール(予定)に競争的対話が記載されておりませんが、実施は予定されておりますでしょうか。	入札公告後にも個別対話を設定します。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
19	9	2	2-2	(4)					落札者を決定しない場合	「公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により・・・」との記載ですが、入札公告時には予定価格が公表されるものと想定し、入札額が予定価格を超えなければ、公的財政負担の縮減が見込めるとの考えで宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	10	2	2-3	(1)		①			入札参加者	下関運動公園の現指定管理者は「一般財団法人下関市公営施設管理公社」と認識しています。同公社も本件入札に参加可能であると理解して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
21	10	2	2-3	(1)		①			入札参加者の構成等	構成企業とは、SPCの出資の有無を問わず、SPCと直接の契約当事者となる企業との理解でよろしいでしょうか。	実施方針P10 2-3 (1) ③に記載のとおり、構成企業は出資を行う必要があります。
22	10	2	2-3	(1)		①			入札参加者	社団・財団法人等を含む、とありますが、特に規制はない、との理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
23	10	2	2-3	(1)		①			入札参加者	社団・財団法人等を含む、とありますが、社団・財団法人を入れることで評価が高くなることや、低くなるのでしょうか。	評価基準は、入札公告時に提示します。
24	10	2	2-3	(1)		①			入札参加者の構成等	ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務を担う企業が、SPCから直接業務を受託し、かつ出資をする場合は、「構成企業」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
25	10	2	2-3	(1)		① ②			入札参加者	代表企業、構成企業、協力企業の記載がありますが、出資の有無ではなく、記載内容が分かりづらいので、明確な定義づけをお願いします。	実施方針P10に記載のとおり、SPCに出資する企業は代表企業又は構成企業として位置づけてください。代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として位置づけてください。協力企業のSPCへの出資は必要ありません。
26	10	2	2-3	(1)		②			入札参加者	「代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として入札参加グループに位置づけ、参加表明書において明記」とあります。「業務に当たらない代表企業若しくは構成企業」とは、どのような企業を想定されていますでしょうか。また、後半の「当該業務を実施させる企業を協力企業として入札参加グループに位置づけ」というご説明の意図が理解できません。具体的な事例でお示しいただけますでしょうか。	前段：代表企業及び構成企業以外の企業がP3、(7)本事業の対象範囲の業務を行う場合を想定しています。 後段：SPCに出資しない企業が、業務に当たる場合を想定します。
27	10	1	2-3	(1)		②			入札参加者の構成等	「代表企業」及び「構成企業」は、SPCに出資しSPCから直接業務を受託する(受託しなくても可)企業であり、「協力企業」は、SPCに出資せずSPCから直接業務を受託する企業という理解でよろしいでしょうか。	「代表企業」及び「構成企業」は、SPCに出資しSPCから直接業務を受託する企業であり、「協力企業」は、SPCに出資せずSPCから直接業務を受託する企業です。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
28	10	2	2-3	(1)		⑤			入札参加者	下関市内に本社・支社・支店を置く企業がチームに加わることで、評価が高くなるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
29	10	2	2-3	(1)		⑤			入札参加者	下関市内に本社・支社・支店を置く企業について、参画企業数の縛りは無い、との理解で宜しいでしょうか。	建設業務を行う者のうち少なくとも1社は「主たる営業所の所在地が下関市内にあること」が必要であり、維持管理業務を行う者のうち少なくとも1社は「下関市内に本店・支店又は営業所等を設置していること」が必要です。
30	10	2	2-3	(1)		⑤			入札参加者	下関市内に本社・支社・支店を置く企業の参画は必須ではない、との理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問No.29をご参照ください。
31	10	2	2-3	(2)					業務実施企業の参加資格要件	ファイナンシャルアドバイザー等の業務を担当する企業には業務別資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
32	12	2	2-3	(2)	4)				維持管理参加要件	要件に下関市内に本社・支店・営業所を有していることとありますが、本事業はPFI方式により実施される、最新設備を整えた屋内体育施設となります。実績を持っている企業が事業期間中責任をもって業務を行う必要があります。しっかりとしたノウハウを持った企業の参画が必要と考えておりますので、市内に本社等を設置することという条件を緩和頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
33	13	2	2-2	(2)	5)			a	運営業務を行う者	平成17年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に運営実績を有していることと有りますが、H17年4月1日～基準日まで連続して実績を有していることなのか、H17年4月1日～基準日までの期間の中で実績を有しているものなのかご教示ください。	平成17年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの期間の中で実績を有していれば、連続している必要はありません。
34	15	1	2-3	(6)					入札参加者及び協力企業の変更	貴市が認めれば、構成企業及び協力企業の脱退も可能との理解でよろしいでしょうか。	原則認めません。ただし、真にやむを得ない理由と本市が判断した場合は、認める場合があります。
35	15	1	2-4	(1)					著作権	民間ノウハウに関する部分の開示については、公表範囲等について協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
36	17	3	3-3						リスク負担	本事業は利用料金制度を採用します。昨今のコロナの影響により施設へ移管を余儀なくされた場合などの利用料金が得られなかった場合のリスク負担は、貴市に負って頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	本事業に係る新型コロナウイルス感染症によるリスクについては、基本的に、不可抗力と考えています。詳細は入札公告時に事業契約書(案)において提示します。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
37	18	3	3-4	(5)					モニタリングの結果	「サービス水準を一定程度下回る場合」と記載されていますが、一定程度とはどこまで許容されるのでしょうか。	入札公告時に事業契約書(案)において提示します。
38	19	4	4-1						土地所有者	国有地(一部、下関市)と記載がありますが、市が国から土地を取得されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業予定地は国から無償貸与を受けており、取得の予定はありません。
39	22	4	4-2	(1)					表4-4 整備対象施設	提案施設については、必須施設との合築・別築の条件等は御座いますでしょうか。	原則、別築は不可とします。
40	22	4	4-2	(1)					提案施設	提案施設は、サービス対価の対象で、市の所有、との理解で宜しいでしょうか。	提案内容によるものとします。 なお、提案施設について実施方針及び要求水準書を修正しましたのでご確認ください。
41	22	4	4-2	(1)					提案施設	提案施設がサービス対価の対象である場合、内装・備品も含まれる、との理解で宜しいでしょうか。	提案内容によるものとします。 なお、提案施設について実施方針及び要求水準書を修正しましたのでご確認ください。
42	22	4	4-2	(1)					提案施設	提案施設がサービス対価の対象である場合、賃料や使用料の考え方を お示しください。	提案内容によるものとします。 なお、提案施設について実施方針及び要求水準書を修正しましたので ご確認ください。
43	22	4	4-2	(1)					提案施設	提案施設は、設置を義務付けるものではない、とありますので、必須施設ではない、と理解しますが、評価にどのように影響されるのか、お示し ください。	入札公告時に提示します。
44	22	4	4-2	(1)					提案施設	提案施設が撤退した場合のペナルティの考え方をお示しください。	入札公告時に事業契約書(案)において提示します。
45	22	4	4-2	(1)					有料駐車場	青空駐車場でしょうか、立体駐車場でしょうか。	事業者の提案によります。
46	22	4	4-2	(1)					有料駐車場	駐車場料金の単価設定は、事業者の提案による、との理解で宜しいの でしょうか。	有料駐車場の利用料金設定は事業者の提案によりますが、要求水準書 (案)P17に記載の通り周辺施設の利用料金を参考に定めてください。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	質問内容	回答
47	27	8	8-4	(4)					個別対話	個別対話は、複数回行われますでしょうか？ 今回の対話の実施方針公表後間もないこともあり、提案の熟度を上げるためにも入札公告後にも行われることを希望します。	入札公告後にも個別対話を設定します。
48	29								リスク分担保	No.7の税制度について、新設・変更等が事業者の負担となっておりますが、税制度の新設・変更については事業者ではコントロールできない理由であると思っておりますので、貴市負担としていただきたいと考えます。	原案の通りとします。
49	29								リスク分担保	No.23の不可抗力について、戦争、天災、暴動等には疫病(今回の新型コロナウイルスのような)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	新型コロナウイルス感染症のような疫病によるリスクについては、基本的に、不可抗力と考えています。詳細は入札公告時に事業契約書(案)において提示します。
50	29								リスク分担保	No.26、27の物価変動については、入札公告時に詳細が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
51	29								不可抗力	コロナウィルス感染症のような、感染症等の蔓延による事業の中断・中止に係るリスクについては、不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問No.49をご参照ください。
52	29								金利変動	一定周期での基準金利の見直しを予定とありますが、これは、3年毎、5年毎等で金利基準日を設定されるという意味でしょうか。もう少し具体的にどういったお考えかご教示ください。	入札公告時に提示します。
53	30								計画変更	軽微な変更の範囲が不明確であり、コストアップに繋がる可能性がある以上、施設完成前後や軽微であるかないかにかかわらず、貴市の発案による計画変更については、貴市負担として頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
54	31								リスク分担保	本施設の一般利用に係る利用者数の変動は事業者の負担とありますが、昨今のコロナ感染のような事態が生じ市の指示により施設の利用停止期間が長期に亘り、利用料金収入が著しく減った場合は、市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	実施方針に関する質問No.49をご参照ください。
55	33	資料3							公園敷地図	本資料に示された公園敷地全体が確認申請上の敷地境界と考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請上は公園敷地内で任意の敷地設定をしてください。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する意見への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	意見内容	回答
1	5	1	1-1	(8)	1)		ア		サービス対価	設計・建設・工事監理業務の対価について、定期的に支払われる元本部分に係る消費税は、長期割賦販売等に係る延払基準の廃止への対応として、一時払いの対価と同時に一括して支払って頂くことを検討願います。	ご意見として承ります。
2	5	1	1-1	(8)	1)		ア		設計・建設・工事監理業務の対価	当該対価の一部に国の交付金を予定されていますが、金額や支払いスケジュールの見直しをお示し願います。 また、上記未定の場合、提案に向けて前提となる仮定金額、スケジュールをご提示願います。 資金計画はじめ、事業計画、提案全体に影響しますので、宜しくお願い致します。	入札公告時に提示します。
3	8	2	2-2	(1)					事業選定スケジュール	入札説明等に関する第2回質問・回答の公表から参加表明受付締切までの間に官民対話の機会を設けて頂きたい。	入札公告後に個別対話を設定します。
4	8	2	2-2	(1)					スケジュール	質問回答の公表後、より双方で共通認識を図るためのも、個別対話の開催をお願いします。	実施方針に関する意見への回答No.3をご参照ください。
5	8	2	2-2	(1)					募集及び選定スケジュール	①入札公告以降に官民対話がありませんので、実施する方向でご検討ください。提案施設の考え方等について精査し、より良い提案とするためにも必須と考えます。 ②資格審査結果の通知から入札及び提案書の提出まで年末年始を挟んで一カ月しかなく、事業契約までの期限の中でスケジュール調整をご検討ください。 例えば、入札を2月末へ延伸いただき、以降はご提示通り、程度であれば調整可能かと存じます。	①実施方針に関する意見への回答No.3をご参照ください。 ②2月上旬に変更します。
6	22	4	4-2	(1)					提案施設	本事業を実施、運営するSPCを安定的かつ継続的に業務を遂行させるためにも、提案施設の事業主体をSPCから切り離していただくようお願いいたします。 (SPCに提案施設の事業内容の影響が及ばないようにするべきと考えます)	ご意見として承ります。
7	29								リスク分担表	環境問題について、事業者が行わない環境問題は、市の負担、と明記してください。	ご意見として承ります。
8	29								リスク分担表	土地の瑕疵について、事業者が予見できないものは市の負担、と明記してください。	ご意見として承ります。

下関市新総合体育館整備事業

実施方針に関する意見への回答

令和2年7月22日

No	頁	1	1-1	(1)	1)	①	ア	a	項目等	意見内容	回答
9	29								リスク分担保	工事費増大について、アスベストほか、事業者が予見できないものは市の負担、と明記してください。	ご意見として承ります。
10	29								リスク分担保	需要の変動について、昨今のコロナ禍の影響は甚大であり、予測不可能であるため、全てを事業者負担とするのは、事業参画の意欲が大きく削がれるため、市も負担いただきたい。	本事業に係る当該リスクについては、基本的に、不可抗力と考えています。詳細は入札公告時に事業契約書(案)において提示します。
11	30								リスク分担保 (No50)	施設完成前に市が発案した軽微な変更は事業者のリスクとなっておりますが、「市の発案による変更リスク」は、事業者側でコントロールできるリスクでないため、軽微なものも含め、市の負担に変更することを検討願います。	ご意見として承ります。
12	31								リスク分担保 (No68)	第三者等の事由による施設損害については事業者に従分担保と整理されていますが、事業者側でコントロールできるリスクではないため、事業範囲から外すことについて検討願います。	ご意見として承ります。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答	
1	○											事業全体	要求水準案では、事業全体に関する統括管理業務や経営管理業務等について記載がありませんが、事業全体の実施体制も含め今後追加される予定でしょうか。	予定はありません。	
2	○		2	1章	3節		(4)					長期的・継続的運営が可能な体育館	周辺施設との複合化とございますが、「周辺施設」をご教示ください。	複合化等の対象施設は、事業予定地から半径5km圏内にある類似施設を中心に現在検討中です。	
3	○		5	1章	4節	3	(4)					維持管理業務	外構等維持管理業務の範囲をご教示下さい。	維持管理業務範囲は、本施設及び駐車場の範囲としますが、新設の庭球場、遊歩道及び無料送迎ゾーンは業務の対象外とします。また、明確に区分可能な緑地等の維持管理は本市にて行うため、原則として業務範囲外としますが、詳細な業務範囲は事業者提案によります。	
4	○		7	1章	4節	4	(3)					利用料金等収入の還元	収入が提案時の想定を大きく上回った結果の判断基準はどのようにお考えでしょうか。	判断基準を含め事業者の提案によるものとします。	
5	○		7	1章	4節	4	(6)					減免措置	現体育館の減免団体及び減免実績をご教示ください。	減免措置の考え方は、入札公告時に提示します。	
6	○		8	1章	4節	5	(3)				ii)	モニタリングの実施	維持管理運営段階のモニタリングのうち「従業員の労働条件に関するモニタリング」とありますが、事業者(SPC)は従業員を雇用する予定はなく、実際に雇用するのは構成員または協力企業であることから、労働条件に関するモニタリングとは、貴市が雇用主である構成員または協力企業に対し直接モニタリングを行う想定でしょうか。	構成員または協力企業が雇用する場合のモニタリングを含めてSPCにて実施してください。	
7	○		9	1章	4節	5.	(3)				iv)	連絡協議会	現状、貴市におきまして想定されている頻度と開始時期はございますでしょうか。	開業の3ヶ月程度前から月1回程度の実施を想定しています。	
8	○		10	1章	6節							⑯	興行場法	興行場法が適用される、競技及び興行をお示し下さい。	要求水準書に示す競技は、興行場法が適用されるものとしてご提案ください。
9	○		13	1章	7節	1.							敷地面積	確認申請の敷地も公園敷地と同一と考え宜しいでしょうか。同一の場合は確認申請敷地内の全建物の情報について開示願います。	建築確認申請上は公園敷地内で任意の敷地設定をしてください。
10	○		13	1章	7節	1.							用途地域	敷地の大半が第二種住居地域に該当していると思われますが、観覧場用途は建てられないと思われますが、確認申請上どのような手法をお考えでしょうか。	建築基準法第48条ただし書きや同法49条第2項の緩和規定を想定し、現在協議中です。
11	○		13	1章	7節	1.							用途地域	敷地の大半が第二種住居地域に該当していると思われますが、日影規制は4m、2.5時間、4時間と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
12	○		14	1章	7節	2.			②			設備インフラ	周辺インフラについては各管理者等に確認することとありますが、その他、行政協議について(消防や建築確認申請等)も入札前に協議は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
13	○		15	1章	7節	6.	(1)					本施設	「その他諸室や個人利用料金等の料金設定」の「等」には、空調設備の利用料金、大型映像装置の利用料金、サイネージの利用料金他掲示物、看板などの料金設定が含まれると考えてよろしいでしょうか。また、利用料金を設定してはならないものをご明示下さい。	原則としてお見込みの通りですが、提案内容によっては協議が必要な場合があります。
14	○		15	1章	7節	6	(1)					施設の利用料金	表1-5利用料金の目安には消費税も含まれているとのことですが、仮に消費税が増税された場合には利用料金の増額、また場合によっては条例に定める利用料金の増額が認められますでしょうか。	条例の範囲内であれば可能です。
15	○		15	1章	7節	6	(1)					施設の利用料金	当該年度の利用料金を毎年度協議し決定するとありますが、毎年度利用料金の妥当性を協議することでしょうか。	お見込みの通りです。
16	○		15	1章	7節	6	(1)					施設の利用料金	表1-5に示されている料金は、あくまでも目安で事業者提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
17	○		15	1章	7節	6	(1)					施設の利用料金	表1-6に示されている料金は、あくまでも既存施設の現在の料金であり、事業者提案が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
18	○		16	1章	7節	6	(1)					※時間区分	時間区分については事業者の提案で区分することは可能でしょうか。	可能です。
19	○		21	2章	1節	1.	(1)				vii)	面積	示された面積について、下限値の要求はございますか。	面積の増減は認めます。ただし、要求水準書本文において数値が示されているメインアリーナ、防災備蓄倉庫は記載寸法の確保を条件とします。
20	○		21	2章	1節	1.	(1)				vii)	全体配置	既存庭球場の観客席の屋根を固定式から可動式への改修工事は、本事業の業務範囲外でしょうか。また、改修工事はいつ頃を想定されておりますでしょうか。	庭球場観客席屋根の改修は業務範囲外です。改修工事の終了は本施設の引渡し日までを予定しています。
21	○		21	2章	1節	1.	(1)				viii)	仮設駐車場	平常時・大会利用時についてそれぞれ現況駐車場の利用状況をご教示ください。	平常時は最大4割程度、大会時は最大満車となります。
22	○		26	2章	1節	4	(2)	2)			i)	映像設備	想定されている大型映像装置の画面サイズをご教示ください。	客席等からの視認性等を考慮し、事業者にて提案をお願いします。
23	○		26	2章	1節	1.	(1)				v)	既存体育館	既存体育館は撤去施設ですが、「既存体育施設の連携が図りやすい配置」とすることと記載がありますが、既存体育施設の対象は何でしょうか。	P18の表1-8において「建替え」または「解体」となっている以外の既存体育施設です。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
24	○		26	2章	1節	4.	(2)	2)			i)	映像装置	大型映像装置のサイズや仕様は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	客席等からの視認性等を考慮し、事業者にて提案をお願いします。
25	○		27	2章	1節	4.	(2)	5)			i)	誘導支援設備	エレベーターの誘導支援設備とはインターホンと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を修正しましたので、ご確認ください。エレベーターは障害者仕様とし、インターホン及び押しボタンの設置をお願いします。
26	○		28	2章	1節	4.	(2)	8)			i)	非常用発電設備	i)で設置の有無については事業者の提案によるため、ii)の最低72時間使用できるものとするがありますが、設置の場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	非常用発電設備の設置を必須として、要求水準書を修正します。
27	○		28	2章	1節	4.	(2)	8)			iii)	非常用発電設備	非常時に電気が必要な諸室にアリーナ等の大空間が含まれていませんが、よろしかったでしょうか。	要求水準書に記載の諸室等以外は、事業者の提案によります。
28	○		28	2章	1節	4.	(2)	9)			i)	警報・防災設備	長時間録画機能付きとありますが、長時間録画の時間の解釈は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	録画時間は1週間以上とし、具体的な時間はご提案ください。
29	○		28	2章	1節	4.	(2)	10)			i)	放送設備	「館内にラジオ放送が可能な設備」とは、放送局からの電波を受信し、館内放送で放送することと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
30	○		31	2章	1節	5	(4)				i)	電力	引込負担金が発生した場合の負担区分をご教示ください。	事業者負担とご理解ください。
31	○		32	2章	1節	6.	(1)					防災安全計画の考え方	災害時に物流拠点施設とありますが、一時避難施設との記載もあります、それぞれの諸室を災害時にどのように使用するかご教示願います。想定がない場合は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	災害発生時等は一時的な避難所として多目的室を利用し、メインアリーナは物流拠点拠点として利用することを想定しています。それ以外の諸室の利用方法は、事業者の提案によるものとします。
32	○		32	2章	1節	6.	(1)					防災安全計画の考え方	メインアリーナにトレーラーが横付けと記載がありますが、トレーラーの想定サイズをご教示ください。	想定しているサイズはありません。外構計画に影響のない範囲で、できる限り大型のものをご提案ください。
33	○		34	2章	2節	1.	(1)	1)			xiii)	必須施設	壁面に窓を設置するとともに電動の遮光装置を設けることとありますが、窓の位置が低く手動で開閉ができる部分は手動とすることは可能でしょうか。	利用者の利便性を考慮することを前提として、事業者の提案によるものとします。
34	○		34	2章	2節	1	(1)	1)			xx)	主な利用目的	メインアリーナの主な利用目的で器械体操・新体操を想定御座いますでしょうか。	想定しています。
35	○		34	2章	2節	1.	(1)	1)			xx)	主な利用目的	各種障害者競技とは具体的な競技内容をご教示ください。	添付資料13「既存施設利用状況」をご確認ください。
36	○		35	2章	2節	1.	(1)	2)	①		viii)	競技場	トラックが直接乗り入れ可能な記載がありますが、トラックの仕様は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
37	○		35	2章	2節	1.	(1)	2)	②		ii)	観客席	合計4,500席以上とありますが、仮設席を含むことから、4,500席以上の場合の席の並べ方は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。運用等を考慮してご提案ください。
38	○		35	2章	2節	1.	(1)	2)	②		ii)	観客席	移動観覧席の仕様は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
39	○		35	2章	2節	1.	(1)	2)	②		ii)	観客席	4500席以上の確保が必要とご想定 of 競技、興行をお示し下さい。	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球を想定します。
40	○		38	2章	2節	1.	(1)	4)			viii)	多目的室	壁面鏡・バレエバーは移動間仕切りで分割した場合はどちらかのエリアにあればよいと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
41	○		39	2章	2節	1.	(1)	6)	①		i)	エントランスホール	下足入れとの記載があるため、共用部はエントランスホールで上下足を履き替えとし、館内はすべて上足仕様と考えてよろしいでしょうか。	メインアリーナ、多目的ホール、多目的室は上足としますが、それ以外は事業者の提案によるものとします。
42	○		40	2章	2節	1.	(1)	6)	④	イ	iv)	トイレ	折りたたみベッドの利用用途をお示し下さい。また、折りたたみベッド及び授乳スペースは、トイレ内に設けることでよろしいでしょうか。	成人も含めたおむつ替え及び着替え用です。折りたたみ式ベッドは多目的トイレ内に設置、授乳スペースは授乳室として設けて下さい。
43	○		40	2章	2節	1.	(1)	6)	④	ウ	i)	階段・廊下	主動線となる廊下とありますが、階上の観客席手前に設ける広いホールは廊下ではなく手摺も不要と考えてよろしいでしょうか。	計画によるため、現時点では回答できません。
44	○		41	2章	2節	1.	(1)	6)	④	カ	iii)	その他	利用者用のドアは引き戸若しくは自動ドアを基本とありますが、避難に使用する扉は避難方向に必要なため、開き戸とするなど利用形態を考慮して提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	あくまでも基本であり、具体的な仕様は提案によるものとしますが、ユニバーサルデザインに十分配慮した提案としてください。
45	○		42	2章	2節	1.	(1)	7)	③		iv)	駐輪場	駐輪場の仕上げはアスファルト舗装(透水性)で舗装することとありますが、通路部分はアスファルト舗装、駐輪部分は自転車やバイクのスタンドに配慮してコンクリート舗装とするなど利用形態にあわせ、提案することは可能でしょうか。	可能です。用途に応じた舗装種別をご提案ください。
46	○		43	2章	2節	1.	(1)	7)	⑥		x)	その他	懸垂幕及び掲揚台の仕様や本数は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
47	○		43	2章	2節	1	(1)	7)	⑥			その他	ランニングコースを整備することになっておりますが、外構整備範囲に整備するものか、公園敷地内に整備するものかご教示下さい。	公園敷地内であれば可能です。
48	○		43	2章	2節	1	(2)					提案施設	必須施設との連携・相乗効果が見込めない施設については整備を認めないものがありますが、事業者が提案する提案施設の整備可否の判断は提案書類提出までに協議が行われますでしょうか。	入札公告後に実施する個別対話にて協議を行います。
49	○		44	2章	2節	2	(2)					憩いの広場	再整備後の遊具の保守管理に関して事業範囲に含まれるのかご教示ください。	維持管理業務の範囲外となります。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
50	○		46	2章	2節	3			③		i)	関係者駐車場	関係者駐車場の必要台数をご教示ください。	運営等を考慮し、事業者にてご提案ください。
51	○		46	2章	2節	3.			③		i)	関係者駐車場	関係者駐車場とは、平常時は事業者が利用し、大規模イベント時は、イベント関係者が利用するという点でよろしいでしょうか。	お見込みの運用提案も可能です。イベント時の必要台数をもとにご提案ください。
52	○		46	2章	2節	3.			③		i)	関係者駐車場	大規模イベント時を想定して、本施設の建物周辺に関係者駐車場として利用できるように整備するということよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
53	○		48	2章	3節	3.						設計体制	管理技術者、照査技術者、主任技術者及び担当技術者に求める経歴及び資格をお示し下さい。	特にありませんが、体制も評価の対象としますのでふさわしい体制をご提案ください。
54	○		49	2章	3節	6.	(1)				vi)	基本設計	仮設計概要とはどのような成果品を想定されていますでしょうか。	仮設計概要は不要です。要求水準書を修正いたします。
55	○		49	2章	3節	6.	(2)				v)	実施設計	v)外観・内観パースとxviii)完成予想図の違いは何でしょうか。またアングルや枚数などは事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	外観・内観パースのみとし、要求水準書を修正します。アングルと枚数は協議により決定します。
56	○		54	3章	3節	3.	(3)				iii)	現場代理人及び管理技術者届	監理技術者に求める経歴をお示し下さい。	特にありませんが、体制も評価の対象としますのでふさわしい体制をご提案ください。
57	○		55	3章	3節	4						備品等設置業務	既存施設に設置している備品を事業者は無償貸与、移設可能との事ですが、既存体育館の利用に支障のないよう新体育館に備品の移設時期を設定するため、既存体育館の共用終了時期の目安をお示しください。	既存体育館の供用終了は令和6年7月末日を予定しています。備品の移設時期は協議によります。
58	○		56	3章	3節	4.	(3)				iv)	既存施設の解体・撤去業務	「対象施設内のあるすべての備品等を撤去・処分すること」及び「市が必要とすると判断するものは、市内施設に運ぶこと」と記載されていますが、処分するもの及び必要とするものをお示し下さい。また、市内施設までの距離をお示し下さい。	備品の撤去・処分は事業に含まないものとします。要求水準書を修正します。必要とするものは添付資料11をご確認ください。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
59	○		56	3章	3節	4.	(6)				v)	アスベスト	処分費用は事業費に含むということでしょうか。	お見込みの通りです。
60	○		57	3章	3節	4.	(6)	1)			i)	工事現場の管理等	計画地北側(陸上競技場西側)のグラウンドを工事使用してよろしいでしょうか。	既存の体育施設の利用や安全性等に配慮した上で使用可能です。
61	○		59	3章	3節	4.	(6)	5)			ii)	コリンズの登録について	「契約締結後10日以内に提出」と記載されていますが、契約締結とはいつの時点かお示し下さい。	SPCと建設業務を行う企業との契約締結時とご理解ください。
62	○		59	3章	3節	4.	(6)	6)				施工体制台帳に係る書類	台帳の写しの提出を求められていますが、建設業者としては民間工事であり、建設業法では発注者の求めにより閲覧までです。写しの提出が必要ですか。	ご提出をお願いします。
63	○		63	3章	3節	4.	(6)	13)	④	ウ	ii)	埋蔵物	埋蔵文化財包蔵地において、事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ることとありますが、通常は市の業務範囲と思われまます。当該調査保存等は市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書を修正します。
64	○		67	3章	3節	5	(2)					所有権移転	事業者は登記に必要な書類の作成に協力するものであり、登記は市が市の負担で行うとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。
65	○		69	5章	1節	1						業務の対象範囲	新設する庭球場は維持管理の業務対象外とありますが、これらは市が維持管理を行う想定でしょうか。	本事業とは別に、既存の庭球場等と一体的に指定管理で発注することを想定しています。
66	○		71	5章	1節	7	(2)				ii)	業務実施体制	維持管理業務責任者は一部の各業務責任者と兼務することは認められますでしょうか。また各業務責任者が2業務以上の業務責任者を兼務することは認められますでしょうか。	要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される場合に限り、兼務も可能です。
67	○		71	5章	1節	7	(2)				iii)	業務実施体制	統括責任者は基本的に常駐とすることとありますが、おおよそ週40時間現地に勤務することで当該要求は満たされるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りで構いませんが、イベント時等は必ず常駐していることとしてください。
68	○		71	5章	1節	7	(2)					実施業務体制	最低限必要と想定される人員数や配置時間について、市としての想定があればご教示ください。	業務内容に応じて必要と考えられる体制をご提案ください。
69	○		73	5章	1節	7	(8)					その他	「事業者は、業務の一部を、あらかじめ本市に書面で申請し、承諾を得た場合、第三者に委託することができる」とのことですが、維持管理企業である構成員からの再委託もこの規定に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
70	○		73	5章	1節	7	(8)					その他	「なお業務の全部又は主たる部分の第三者への委託は不可能」とのことですが、具体的に主たる部分とは、どの範囲までの業務になるのでしょうか。	P69業務の対象範囲における i)～viii)の各業務を一括して第三者へ委託することは不可とします。
71	○		76	5章	4節	1						備品等台帳の整備業務	備品台帳の作成について、貴市所定のフォーマット等がございますでしょうか。また貴市において備品の定義(例えば〇万円以上の物等)がございましたらご教示頂けますでしょうか。	本市のフォーマットは事業契約締結後に提示します。なお、備品の定義は3万円以上です。
72	○		77	5章	5節							外構等維持管理業務	「明確に区分可能な緑地等」とありますが、どのような方法で区分することを想定されているのでしょうか。また、この部分に関しては市にて維持管理を行うとのことであり、どのように区分するかで維持管理費用が変わってきますが、区分を決定する主体は市と事業者のどちらでしょうか。	維持管理範囲が仕上の切り替え等により視覚的に区分できる場合を指します。事業者提案をもとに市と協議の上で決定します。
73	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	「計画修繕に必要な経費として、1,600千円/年(税抜)を計上し、長期修繕(保全)計画を作成する」とありますが、長期修繕(保全)計画には、1,600千円/年の計画修繕費に加えて、大規模修繕費と計上修繕費を適切に見込んで作成すると理解して宜しいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
74	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	「計画修繕に必要な経費として、1,600千円/年(税抜)を計上し」とありますが、1,600千円/年(税込)は、「計画修繕」の予算であり、「経常修繕」の費用は含まれていないと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
75	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	「計画修繕に必要な経費として、1,600千円/年(税抜)を計上し、(中略)執行残額は名事業年度の終了時に、市に返還すること」とありますが、逆に不足する場合は市が追加でご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
76	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	備品の更新費用も修繕業務に含まれますでしょうか。	備品の更新については、基本的には修繕業務ではなく、備品等保守管理業務に含まれます。
77	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	長期修繕計画では毎年1,600千円の修繕費を計上するという意味でしょうか。事業期間の後半において、年度の修繕費が1,600千円では足りなくなると想定します。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
78	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	毎年1,600千円の修繕費についての執行残高は毎事業年度の終了時に本市に返金する事になっていますが、事業期間終了までの繰り越しを行う事は出来ないでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
79	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	修繕業務を実施する際、1案件が160万円以上になった場合は別途負担していただけるのでしょうか。 もしくは、1案件毎に負担設定等があるのでしょうか。 (例 1案件 20万円以下 事業者 20万円以上 市)	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
80	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	維持管理業務初年度(令和6年度)は6月末に引渡しのため、7月から業務開始となると、約9ヶ月の業務期間となりますが、初年度の修繕費は約1,200千円(1,600千円×9/12)を計上するという考えで宜しいでしょうか。また入札額に含まれる修繕費も1,600千円/年を基に算出するという考えで宜しいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
81	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	突発的な小修繕が多発するなどの理由で執行残高がマイナスとなった場合、マイナス分の修繕費は別途負担して頂けるのでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
82	○		81	5章	8節						iv)	計画修繕	修繕費は1,600千円/年(税抜)を計上することが決められていますが、この金額を減額するないしあるいは増額するという提案は可能でしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
83	○		81	5章	8節						iv)	計画修繕	修繕費が1,600千円/年(税抜)を超えた場合、貴市にてその不足分は補填頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
84	○		81	5章	8節						iv)	計画修繕	執行残額は毎事業年度終了後に貴市に返還することとされていますが、例えば施設利用者の良好な利用と事業者の適切な管理により想定修繕時期が2年先送りとなった際、2年後に当該返還額は再度事業費として支出頂ける想定でよろしいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
85	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	計画修繕に必要な経費1600千円/年(税抜)を見込むとのことですが、この金額を事業費(入札価格)に含むと認識でよろしいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
86	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	毎年度、残額は返金するとのことですが、超過した場合は追加措置があるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
87	○		81	5章	8節						iv)	修繕業務	計画修繕に必要な経費として1,600千円/年(税抜)を計上するとのことですが、この算定の根拠をご開示ください。また、執行残高は市に返還することですが、1,600千円以上の費用が生じた場合はどのような処理になるのでしょうか。	要求水準書の「第8節 修繕業務」を修正しましたので、ご確認ください。なお、修繕費用の考え方については入札公告時に提示します。
88	○		85	6章	1節	7	(4)					指定管理者制度等	事業者が指定管理者として指定される時期をご教示下さい。	令和5年度中を予定しています。
89	○		85	6章	1節	7	(4)					指定管理者制度	指定管理者の指定は維持管理・運営開始日になるのでしょうか。その場合は、維持管理・運営開始日以前の予約の受付は可能でしょうか。	令和5年度中を予定しています。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
90	○		85	6章	1節	7	(7)				ii)	緊急時の対応	災害時の対応として、全面的に協力した際に生じた経費や器物損壊による修繕費用については、市と協議して精算を行うとありますが、災害時の協力は市の指示によるものであることから、不可抗力扱いではなく、市にご負担いただけたとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告後に提示します。
91	○		86	6章	1節	7	(7)					緊急時の対応	災害時に本施設は避難所として指定されますでしょうか。	被災者が一定期間滞在する指定避難所としての予定はありません。
92	○		88	6章	2節	2					i)	電話による問合せ	運営開始日の6ヶ月前までにホームページの開設と同時に電話等による案内を実施する体制を構築することとありますが、新体育館の運営開始後も含め、既存体育館の代表等電話番号は新体育館に引継がない認識でよろしいでしょうか。	代表電話番号は引き継がない想定です。
93	○		88	6章	2節	2					iv)	予約受付システム	予約システムは運営開始日の6ヶ月前のホームページ開設時に整備しておくものか、予約受付開始日(使用日の1ヶ月前)までに整備するものかご教示ください。	利用者が運営開始直後から円滑に利用できるよう考慮して、予約受付開始日をご提案ください。
94	○		88	6章	2節	2					iv)	予約受付システム	予約システム整備後の所有権は市なのか事業者なのかご教示ください。また事業者の場合には、事業期間終了後には市へ引き渡すのかご教示ください。	所有権及び事業期間終了後の取り扱いにつきましては、事業者の提案によるものとします。
95	○		88	6章	2節	3					i)	開館式典	開館式典及び関連行事にて、市が想定している招待者数をご教示ください。	未定ですが、300人程度を想定しています。
96	○		88	6章	2節	3					i)	開館式典及び関連行事	開館式典及び関連行事の企画案を事前に市に提出とされていますが、「事前」とは具体的にどの程度の期間を想定されていますか。また、市の要望で式典規模及び関連行事に係る費用が増大する場合は、市が負担していただけたと理解して宜しいでしょうか。	前段：開業準備業務開始の2ヶ月前までの提出を想定しています。 後段：お見込みの通りです。
97	○		88	6章	2節	3					ii)	開館記念イベント	開館記念イベントの実施に際して、企画案を事前に市に提出とされていますが、「事前」とは具体的にどの程度の期間を想定されていますか。また、市の要望で開館記念イベントに係る費用が増大する場合は、市が負担していただけたと理解して宜しいでしょうか。	前段：開業準備業務開始の2ヶ月前までの提出を想定しています。 後段：お見込みの通りです。
98	○		90	6章	3節	2	(4)					各種申請・検査等への協力	交付金等の申請に際して市への業務を補助することとありますが、具体的な補助業務の想定があればご教示ください。	設計・建設・工事監理業務の各年度の事業費や事業内容、また図面などの資料提供を想定しています。
99	○		94	6章	6節							自主事業	公園内で本施設外での自主事業の開催は可能でしょうか。例えば、陸上競技場での教室など。	本市との協議によるものとします。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	質問内容	回答
100		5										必要諸室リスト	各諸室の面積の±は御座いますでしょうか。また参考リストに示されていない諸室について、事業者が必要として提案した場合に延床12,500㎡内で有れば整備可能でしょうか。	面積の増減は認めます。ただし、要求水準書本文において数値が示されているメインアリーナ、防災備蓄倉庫は記載寸法の確保を条件とします。
101		6										備品リスト	庭球場の備品については事業者の提案で宜しいでしょうか。	資料8をご参照の上でご提案ください。
102		6										備品リスト	器械体操を行う上で、リストに記載のない備品については、事業者提案でしょうか。	お見込みの通りです。
103		6										備品リスト	柔道で使用する畳のサイズについて、国際ルール、関東間、関西間など仕様は御座いますでしょうか。	関西間とします。
104		8										庭球場の仕様について	庭球場の人工芝は、資料に記載されているメーカー品が指定はございますでしょうか。また仕様の同等品でも可能かご教示ください。	メーカー指定はありません。同等品でのご提案をお願いします。
105		11										既存体育館スポーツ用具・器具リスト	移設を予定している器具等は御座いますでしょうか。また各品目の設置年をご教示ください。	資料11の備品はすべて移設をお願いします。設置年は資料11(修正版)をご確認ください。
106		11										既存体育館用具リスト	リストに記載されているもので、再利用可能なものはありますでしょうか。	資料11の備品はすべて再利用を想定しています。移設をお願いします。
107		12										外構整備範囲	相撲場解体・撤去後の整備内容について詳細をお示し下さい。	要求水準書P45に記載の通り関係者用駐車場の整備を想定します。
108		13										既存施設利用状況	既存施設の利用状況の中で、スポーツ以外で「戦没者戦災殉職者合同追悼式」がございしますが、新体育館整備後にも利用の予定は御座いますでしょうか、またその際に事業者側で配慮する事をご教示ください。	利用する予定ですが、事業者側で配慮いただく事項はございません。

下関市新総合体育館整備事業

要求水準書(案)に関する意見への回答

令和2年7月22日

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	意見内容	回答
1	○		74	5章	3節	1.					iii)	運転・監視業務	「運転時間が必要な設備に関しては貴市と協議のうえ運営期間・時間等を設定」とありますが、水光熱費が事業者負担であることから、「合理的な範囲で事業者により決定」とした方が本事業には適当かと思われます。	事業者提案をもとに市と協議を行い、決定します。
2	○		83	6章	1節	7	(2)				iv)	業務実施体制	実施体制(総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む)を運営開始日の6ヶ月前までに貴市に提出し、承諾を得ることとあります。このスケジュールで行くと、運営開始の6ヶ月以上前から業務担当者を採用しておく必要があり、開業準備業務にかかる費用が膨らみます。「時期を運営開始までとする」か「提出する人員を総括責任者のみとする」など検討願います。	履歴書並びに名簿の提出は、総括責任者及び業務責任者のみとして、要求水準書を修正します。
3	○		84	6章	1節	7	(3)					業務従事者	公認障がい者スポーツ指導者の有資格者常駐を想定されておりますが、資格要件としては「初級障がい者スポーツ指導員」の資格に留めて頂きたい。	ご意見として承ります。
4		4										維持管理業務項目詳細一覧	各業務の実施回数が詳細に設定されていますが、LCCの観点から法定点検以外についての実施回数は事業者の提案とすることで検討願います。	ご意見として承ります。
5		6										備品等リスト(参考仕様)	備品リストに備品以外の品名(例えば、床金具、ライン引き、移動観覧席、観覧席)など建設工事で整備する物も含まれておりますので、備品リストと建設工事で整備するものの仕分けをお願いします。備品リストは事業期間中(備品等保守管理業務)にて管理していく為に整理が必要と思料しております。	建設工事で整備するもの、備品で整備するものの仕分けは提案によります。備品リストを参考とし、提案をお願いします。